

平成

二十二年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成二十二年六月二十一日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十二年六月二十一日 午前十時開議

日程第一 議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定について

議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正について

議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正について

議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について

議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について

議第五十号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について

第二 議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正について

議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者指定について

議第四十九号 市道路線の認定について

議第五十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)の議定について

第三 同第二号 五條市教育委員会の任命について

第四 同第三号 五條市教育委員会委員の任命について

第五 地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会中間報告

第六 監査結果の報告

- 第七 発議第 六号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第八 発議第 七号 奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について
- 第九 発議第 八号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童・生徒のためのマルチメディア教材の普及促進を求める意見書について
- 第十 発議第 九号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
					恵						
典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	市長
教育長	教育長
代表監査委員	代表監査委員
市長公室長	市長公室長
総務部長	総務部長
都市整備部長	都市整備部長
生活産業部長	生活産業部長
健康福祉部長	健康福祉部長
上下水道部長	上下水道部長
消防長	消防長
教育部長	教育部長
会計管理者	会計管理者
西吉野支所長	西吉野支所長
大塔支所長	大塔支所長
監理管財課長	監理管財課長

  

新井	土井	福井	谷口	榎内	窪本	辻本	森本	櫻井	森本	下村	吉田	川元	赤井	吉野
健夫	祥嗣	純二	幸雄	成吉	佳秀	衡司	敏弘	敬三	元三	洋次	辰雄	憲釋	野	晴夫

十三番	土井	康嗣
十四番	大谷	龍雄
十五番	田原	清孝

事務局職員出席者

企画財政課長	福 塚 勝 彦
秘書課長	菊 谷 眞 宜
庶務課長	上 孝 男

事務局長	川 西 敏 美
事務局次長	乾 旬
事務局係長	笹 谷 豊
事務局主任	馬 場 由 美 子
速記者	柳 ケ 瀬 五 美

午前十時十一分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第三十五号、議第四十号、議第四十一号、議第四十五号、議第四十六号及び議第五十号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十五号、議第四十号、議第四十一号、議第四十五号、議第四十六号及び議第五十号の六議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、去る十四日の本会議において当委員会に付託され、十五日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定につきまして、平成十七年四月にオープンしたまちや館の管理運営について、来年四月一日から指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理料の算出基礎等についてただしたのに対し、「平成二十三年度の指定管理料は年間百十八万円で、施設の維持管理費十七万六千円と人件費百二十万三千円の合計額から入館料十九万九千円を差し引いたものであり、二十四年度は百二十七万円、二十五年度は百二十万円としているが、制度導入のメリットとなる経費の削減は、平成二十年度と比較して五万五千円と効果は少ない。入館者数は、年間二千数百人を数えているが、指定管理者には、地域の特産物や地場産業製品の販売及び飲食サービスを提供することで来館者サービスの効率的な運営を図るとともに集客向上につながるイベント等の積極的な実施を期待するところである。また、選定基準となる提案については、指定管理料が低廉であるということだけではなく、提案の中身をよく吟味してフレキシブルに考えて、行財政改革に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

また、まちや館の開館時間は午前十時から午後四時まで、休館日は月曜日と木曜日となっているが、開館時間が午前九時から午後五時まで、水曜日が休館日となっているまちなみ伝承館との整合性等についてただしたのに対し、「教育委員会の承認により開館時間と休館日は変更することができることになっているので、指定管理者が決定するまでに検討・相談してまいりたい。」等の答弁がありました。委員からは、人件費等の変更も想定されることから最初が肝心であり、慎重に対応すべきであるとの意見がありました。

最後に、現在は臨時職員一名が、受付から館内の清掃及び閲覧業務等に至るまで対応していること及び指定管理の期間は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとしていることの説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正につきましては、昨年四月から閉館している五條文化博物館の管理運営について来年四月一

日から指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めるもので、平成二十三年度指定管理料の上限額が三千二百三十万円で、そのうち館長、常勤職員二名、臨時職員一名の人件費が一千五十万円としていることや入館者数の推移など当局の説明により了承した次第であります。委員から、新しく制定する条例の内容等についてただしたのに対し、「一番大きな違いは、施行規則に使用許可の制限として、営利を目的とした使用の許可はできないとしていたが、改正条例の第一条に規定する設置目的に合致すれば、営利目的の販売、イベント等が可能となっている。また、入館料金は入館者についての限度額を定めているが、現在、小・中学生等の学校教育における学習活動としての入館に際しては無料としており、市長が公益上特に必要があると認めるときは、減額又は免除することができるものである。」等の答弁がありました。

また、委員から、第四条に規定する館長、学芸員等についてただしたのに対し、「館長については、学識経験者で歴史学、民俗学、考古学等を専門とし、学校教育法による大学又は大学院等の教育機関において准教授又はそれに準ずる教員資格以上の者や博物館法に定める博物館に相当する施設の館長経験者、あるいは地方公共団体の設置する文化財審議会の委員経験者を任用することを条件としているもので、学芸員については、教育委員会又は教育長が任命する学芸員を二名置くこととし、専門技術的な調査・研究はもとより、保管・展示等についても関わりを持たせることから本来の博物館としての方向性を保っていくものとしている。」等の答弁がありました。

最後に、博物館協議会と指定管理者との関係を懸念する意見とともに、博物館の開館に対する一定の評価、経費削減についての検討、指定管理者の公募方法等、博物館協議会における貴重な意見の披露があり、意見調整のため十一時二十分に休憩をしました。

十一時三十五分に再開し、委員から、市民へのサービスの向上及び経費削減という指定管理者制度導入の目的を十分勘案し、対応していただきたいとの提言があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

昼食のため、午前十一時三十七分に休憩し、午後零時五十八分から審査を再開いたしました。

次に、議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正につきましては、新町史跡公園内の民俗資料館の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めるもので、指定管理料に占める施設管理料の内容等、当局の説明により了承した次第であります。委員から、経費の削減効果等についてただしたのに対し、「経費の削減に大きな効果はないが、集客力の向上につながるイベントの開催や地場産品の販売等、また、新たな雇用の創出に期待をしている。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、本年一月八日から管理運営団体の募集を行い、指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、五條市立中央公民館に係る指定管理者としてアスカ美装株式会社に、本年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、選定委員会審査内容等についてただしたのに対し、「アスカ美装株式会社の一団体のみ応募があり、五百点満点の三百八十六点であった。一団体ということで審査会でも判断に迷うところがあったが、最終的に決定したところである。」との答弁がありました。

最後に、現在の職員数が、職員三名と嘱託職員二名であるとの説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、本年一月八日から管理運営団体の募集を行い、期間中応募のあった三団体のうち指定管理者選定委員会において候補者として選定の結果、大新東ヒューマンサービス株式会社に、本年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、大新東ヒューマンサービス株式会社の実績についてただしたのに対し、「神戸市立図書館、明石市立図書館、和歌山市民図書館、橿原市立図書館等で運営業務や窓口等業務の実績がある。」との答弁がありました。

最後に、現在の職員数が、職員一名、嘱託職員二名、臨時職員二名であるとの説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第二号)議定につきましては、旧統計事務所土地家屋購入費二千三百万円、旧前防邸離改修工事費二千九百五十万円、地域介護・福祉空間整備費等補助金一千二百九十一万一千円、セミナーハウス費千四百七十六万三千円等の総額一億二千三百七十四千円を増額し、その財源を国庫支出金、県支出金、使用料及び手数料、市債等で賄うもので、委員から、塵芥処理施設建設事業予算を補正予算に計上した理由や新しい塵芥処理場での家畜ふん尿のたい肥化計画の有無等についてただしたのに対し、「昨年十月の南阿田町と滝町の両自治会長との懇談で資料の要望があり、当初予算で予算要求を行った。現在の施設の操業期間は基本的に二十年、施設機能が良好という条件をクリアして最大二十五年で、残された操業期間は最大で九年であることから、予算措置をしておくことで迅速な対応ができるため、今回も補正予算を要求することになった。また、家畜排せつ物法の制定により、市内の畜産農家ではふん尿のたい肥化施設の改善を行い、有機肥料として有効活用し、適正に処理されていることから、新施設まで家畜ふん尿を運搬して処理することは考えられないところである。」との答弁がありました。委員からは、

予算編成の基本に立ち返れば、補正予算に計上することは是非、更に、土地所有者はもろろん地元の同意というものを最大限考慮すべき内容の予算であるとして、財政的な観点からの苦言とともにバイオマスに対しては、国の実験台になることのないようにとの忠告がありました。

また、農業振興費に係る選果場施設改修事業補助金について「築二十年を経過した平沼田にある梅選果場の休憩室、トイレ等の改修事業に対する補助で、補助金等交付規則に定める事業の二〇パーセント以内の二百二十万円を補助するもので、五月にしゅん工している。また、農業も五條市にとって大切であり、予算の許す限りという前提での措置である。」等の答弁がありました。委員からは、支出の根拠や補助率の整合性等についての指摘がありました。また、旧統計事務所土地家屋購入費の補正予算計上に至った経緯、地域介護・福祉空間整備等補助金に係る補助の内容、市民プール運営管理委託料等についてただしたのに対し、当局から詳細な説明がありました。

更に、消防庁舎建設に伴う測量業務委託料に関連して、予算委員会における市長の誤った判断による答弁は、無責任で重大な誤りである等の指摘がありました。

意見調整のため、午後三時十六分に休憩し、午後五時五十四分から審査を再開いたしました。審査終了後、三名の委員から修正案が提出され、太田委員から提案理由の説明がありました。

その内容は、平成二十二年五條市一般会計補正予算(第二号)のうち、四款衛生費、二項清掃費、五目塵芥処理施設建設事業費の測量業務委託料三百八十四万八千円と新施設基本構想策定業務委託料三百万円は、南阿田町に新施設を建設するための予算であり、現在、地元の了解も得られていない状況下での予算計上は時期尚早である。

次に、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、十九節負担金補助及び交付金二百四十二万円のうち西吉野北部選果場施設改修事業補助金二百二十万円は、西吉野梅選果場を改修する費用の一部を五條市農林漁業関係補助金等交付規則に基づき補助しようとするものであるが、市に対して補助申請があった時点で既に着工されており、その事業費の見積りを精査する時間もなく五月中旬にはしゅん工しているもので、交付規則にある補助率二〇パーセント以内の上限額を交付することには疑義があり、市の財政事情を考慮して、他の補助金の補助率との整合性から百十万円とするものである。

また、八款消防費、一項消防費、三日消防施設費、十三節委託料九百万円のうち測量業務委託料四百万円は、丹原町に消防庁舎を建設するための測量業務委託料で、市民の安全安心のためにも一日も早い防災拠点の整備が待たれるところであるが、四億円で取得している今井四丁目の予定地があるにもかかわらず、新しい場所への建設に関連する予算計上は到底承認できるものではないとの理由によるもので、具体的には、歳出において、四款衛生費、二項清掃費、五目塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料、六百八十四万八千円をゼロ修正し、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、



十九節負担金補助及び交付金のうち西吉野北部選果場施設改修事業補助金二百二十万円を百十万円に減額修正し、八款消防費、一項消防費、三目消防施設費十三節委託料のうち、測量業務委託料四百万円をゼロ修正するもので、その財源については、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、三目衛生費国庫補助金、一節循環型社会形成推進交付金のうち、新塵芥処理施設建設事業の百二十八万二千円を削除し、十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金を一万四千元に改め、二十款市債、一項市債、七目臨時財政対策債、一節臨時財政対策債を三千六百五十万円に改め、歳入歳出の補正予算額を一億一千二百二十六万六千円として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五十二億三千二百六十一万八千円とするもので、修正案を起立により採決した結果、起立多数により、修正可決すべきものとすることに決定し、その後、修正議決をした部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、吉田雅範議員の発言を許します。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

〔三番 吉田雅範登壇〕

○三番（吉田雅範）皆さんおはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、総務文教常任委員長から御報告がありました議第五十号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第二号）議定については、修正可決であります。修正されました予算につきましては、市の事業を推進する上において必要な予算であり、五條市のまちづくりや産業の振興、そして市民の生活や安心・安全に大きな力を与える予算と考えますので、私は原案に對しまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、塵芥処理施設建設事業に係る補正予算についてですが、新しい施設建設のための地形測量業務及び新施設基本構想策定業務の委託料であり

ますが、みどり園建設時の地元との約束による現施設使用の終期が迫ってくる中、市民生活にとっては欠かすことのできない施設であり、また周辺地域には大変関りが深いものとなるこの施設を十分に調査し、計画して説明を行い、推進し、建設していくためにも早急に委託業務を実施していくべきであります。

次に、農業振興費に計上されております西吉野北部選果場施設改修事業に対する補助金についてですが、西吉野北部選果場施設改修事業は、柿に続く西吉野の特産物である梅の生産を、他の生産地との競争や安価な輸入梅による攻勢にも打ち勝って生産を保持し、また産地として揺るぎない地位を築くため懸命に努力する中で、その取組を支え推進する事業として、老朽化した選果場施設を生産者自らが改修するものであります。

また、今年の三月、四月に発生した遅霜は、柿や梅にも大きな被害を与え、収穫量も見込めず、生産者の皆さんの収入にも大きく影響しております。このような状態の中、生産者のためまぬ努力により、五條市の特産物の中でも大きな存在となっている梅生産者への支援は、五條市の農業振興に大きな力を与えるものであり、この事業については補正予算額どおり、補助率の上限である二〇パーセントを補助することが妥当であると考えます。

そして、消防施設費にありません新消防庁舎建設のための測量業務委託料についてですが、新しい消防庁舎の建設を進めることは、市民の命を守ることに、また安心の実現にとって非常に大切なことであり、急ぐべきものであります。合併後の重要な計画事業である新消防庁舎建設に、いち早く取り掛かるためにも、この測量業務を速やかに実施していかなければなりません。

以上、申し上げましたとおり、それぞれが五條市にとって大切な事業であり、速やかに遂行すべきものであり、五條市のまちづくりや産業の振興、市民の生活や命、安全・安心に大きな関わりを持ち、実現に向けて必要不可欠なものと確信しております。

よって、原案のとおり可決すべきであると申しまして、私の討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本六議案を議案ことに採決いたします。

初めに議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第五十号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

○議長（川村家廣）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣） 次に日程第二、議第四十四号、議第四十七号、議第四十九号及び議第五十一号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博） 皆さんおはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十四号、議第四十七号、議第四十九号及び議第五十一号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十四日の本会議において当委員会に付託され、十六日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めることなど当局から説明がありました。委員からは、本施設に指定管理者制度を導入することについては、過去何回かの市長からの提案に対して審査をしてきたが、築後三十二年が経過する現施設の建て替え計画もある中、指定管理者制度を導入するのではなく市が責任を持って直営する施設であるとの意見がありました。

また、指定管理料及び削減効果等について対し、「平成二十三年度の指定管理料は、平成十九年度決算額から平成二十一年度決算額までの三箇年平均額を算出して七千四百万円としており、削減額については三箇年平均で、一年間三千七百万円となっている。修繕料については、年次的に実施している各種機械類のオーバーホールに係る経費であり、年次計画に基づき実施しているところから年度間で支出金額にはばらつきがある。委託料については、し尿収集清掃業務、運搬業務、当直業務、水質検査業務等の各種業務委託がある。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、可符同数となり、委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、本年一月八日から管理運営団体の募集を行い、指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、応募のあった一団体の特定非営利活動法人大和社中に、本年十月一

日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定することなど当局の説明により了承した次第で、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十九号 市道路線の認定につきましては、地域道路網の整備及び避難路整備に必要なため、今井三丁目内の道路延長三七メートル、幅員四メートルを市道今井四号線として認定することなど当局から説明がありました。委員から、土地所有者との関係等についていただいたのに対し、「地元の自治連合会長や自治会長、土地所有者等八名の連名により陳情書として整備要望が出されており、寄附される土地の内容等も調査の結果、すべての条件を具備していることから認定道路として位置付け、今後整備をしていくものである。」との答弁がありました。委員からは、市道を認定しようとする場合における基準は、まず既存の道路を認定の基準としていたことから、今回の提案は公平性に欠けるもので納得できないものであり、地元要望が多い中、市道に対する考え方や方針、他の市道との関係等についていただいたのに対し、市長の答弁により十時四十一分に暫時休憩しました。

十時五十八分に審査を再開し、委員から、担当部としての市道に対する見解を求めたのに対し、「自治会に軸足を置き、地元及び担当課が地元調整等を行い実施している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、保険税の電算システム改造委託料二百十万円を追加し、その財源を前年度繰越金で賄うことなど当局の説明により了承した次第で、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、南和医療圏における今後の公立病院のあり方について報告を受けた次第です。  
以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長(川村家廣) ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに山田澄雄議員の発言を許します。(「十番」の声あり) 十番山田澄雄議員。

〔十番 山田澄雄登壇〕

○十番(山田澄雄) 議長から発言の許可をいただきましたので、私はこの議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正について、原案に賛成の立

場から討論いたします。

五條市衛生センター条例の全部改正については、指定管理者制度を導入することを目的として改正するもので、衛生センターの管理運営を民間に行わせることにより、民間活力のノウハウや創意工夫が導入され、施設の維持管理の徹底が図られるものとして提案されています。

これまでの経緯としては、昨年の九月議会では指定管理者制度の導入は時期尚早との意見があり否決され、また十二月議会では導入を急ぐ意図が不明であり、経費削減効果に疑問を抱くとのことで否決となり、今回で三回目となりますが、今回は年間約三千七百万円、新し尿処理施設ができるまでの四年間で約一億五千万円の経費が削減できると、市から説明があつたにもかかわらず、厚生建設常任委員会において、数分間の質疑応答しかなかく否決されたもので、明確な否決理由がない中で過去二回否決したので、今回も否決するとされました。

私は、指定管理者制度を導入する施設を増やすことにより、聖域なき行財政改革を断行し、徹底した歳出削減を図ることが、今の五條市の財政健全化のためには必要不可欠なことであると認識しております。

したがって、衛生センターについては、指定管理者による管理を行わせることによりばく大な経費が削減されることは明確であり、是非とも指定管理者制度の導入が必要であると考えます。

その意味では、理事者の財政健全化を断行する強い意思が感じられますので、原案のとおり可決すべきであると申し上げまして、議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正についての私の賛成討論といたします。

議員各位には何とぞ御理解いただきまして、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）次に堀川浩美議員の発言を許します。（「四番」の声あり）四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、厚生建設常任委員長から御報告がありました、議第四十九号 市道路線の認定につきましては、委員会の審査の結果は否決でありましたが、私は原案に賛成の立場から討論いたします。

まず、今回提案されております市道今井四四号線の用地については、地元の方から無償で提供していただけたということ。また周辺は住宅が密集し、道路も狭く危険なところも多く、住民の方々が不安に思っているということ。更には、地域の防災拠点施設と位置付けられている五條市立宇智公民館への経路が整備されていないということ。

このようなことから考えると、一日も早くこの道路の整備に着手していただくことが、住民の皆さんの不安を取り除き、そして地域の安全向上につながっていくものと思います。

議員各位には何とぞ御理解いただきまして、本案に御賛同いただきますようよろしくお願いいたしまして、私の議第四十九号 市道路線の認定に対する賛成討論といたします。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本四議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第四十九号 市道路線の認定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。



本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） ただいまの議第四十九号 市道路線の認定につきましては、行政の執行が一部適正でないと思われまますので、生活道路としても必要な道であっても、幅員が四メートルに足らないので認定できないという現状を考えますと、今回この市道認定につきましては、重要な路線として認識するものの市道路線の認定の公平性や今までの市道路線の認定についての考え方を精査していただくことが必要ではないかと思う次第でございます。

今直ちに態度を表明しかねますので、退席をさせていただきます。議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（川村家廣） お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第五十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第三、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 議長の発言の許可をいただきましたので、ただいま上程いただきました同第二号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員であります田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として、尾来孝志氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和四十二年四月から平成十七年三月までの三十八年間の長きにわたり、教職に身を投じ、熱意を持って多くの子供達を育てられました。

また、一時、教育行政にも携わり、奈良県教育委員会の職員として教育の振興に精励され、奈良県立二階堂高等学校校長を最後として教職を退職されました。

同氏は、人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、また、人望も厚く教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきましたとして、どうか議員各位の満場の一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 同第三号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 議長の発言の許可をいただきました。

教育委員の任命についての提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま上程いただきました同第三号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りさせていただきましたとおり、教育委員会委員の岸本悦子委員の任期が平成二十二年八月七日をもって満了となるため、その再任をお願いするものであります。

岸本委員は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として五條市の教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。人格が高潔で、教育及び文化に関し深い見識があり、人望も厚く、引き続き教育委員会委員として適任者であります。

御理解を賜りまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣）次に日程第五、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会から中間報告の申出がありますので、これを許します。（「五番」の声あり）地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会太田好紀委員長

〔地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員長 太田好紀登壇〕

○地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員長（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会のこれまでの経過について御報告申し上げます。

当委員会は、五條市の地域の活性化を図るために設置されました地域活性化特別委員会と五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会の五條駅南北道建設促進に関する部門とを併せて、平成二十一年第四回十二月定例会で地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会として設置されました。

五條市の玄関口である五條駅前広場整備に伴う南北を結ぶ道路の整備、そして他市から足を運んでもらえる活力のあるまちづくりを目指し、その方策について協議しているところであります。

五月二十四日に第一回委員会を開催し、五條駅南北道建設への取組状況について担当課に報告を求めました。

担当課からは、五條駅南北道については五條駅の東側オーバー案を計画・検討し、JR西日本とも協議を行い、現在は国道三一〇号から須恵、五條駅前、南北道建設予定地へと計画に基づき順次、地籍調査を行っているところである。また行政機関との協議や地元説明については平成二十四年度及び平成二十五年度を予定しているが、できることがあれば前倒しして少しでも早く取り組んでまいりたいとの報告を受けました。

五條駅南北道については計画が決定されましたので、今後は事業の進捗よく状況の報告を受けていくこととなりました。次に、委員会の方向性について協議いたしました。

地域の活性化については非常に範囲が広く、いろいろな考え方もあり難しい課題であることから、今後は地域活性化についての方策を中心に調査、

研究を重ねていくこととなりました。

委員からは、「私たちが頑張っても地域は活性化していかない。」「地域の皆さんが主体となって取り組んでいかないと難しい。」「市民の皆さんのバックアップをしていきたい。」などの意見が出され、委員会としては、五條市全体の活性化の礎になるような活動を行うこととし、地域の皆様に各地のいろいろな取組事例や取組方法を紹介していくこと、また関係機関と協力しながら参画していくことも一つの方法であるということで、次回、第二回委員会では、「百円商店街」を開催し、商店街に活気を取り戻そうと地域の皆様が取り組んでおられる大阪市の千林商店街を視察し、商店街の現況と取組状況について調査を行うことと決定いたしました。

視察の内容については、九月定例会で御報告させていただきます。

以上、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会中間報告を終わります。

今後の活動に当たりましては、議員の皆様とともに五條市の活性化に取り組んでまいりたいと思いますので、委員会以外の議員の皆様におかれましては、いろいろと御意見、又お考えをお聞かせいただけたら有り難いと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 以上で地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会中間報告を終わります。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、監査結果の報告を求めます。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、地方自治法第九十八条第二項に規定する「議会の請求に基づく監査」についての監査結果報告をさせていただきます。

それではお手元に配付の別冊「監査結果報告書」を御覧願います。

まず、一ページでございますが、初めに監査請求事項であります。

御案内のとおり平成二十二年六月十四日、議会の議決に基づき、「一般廃棄物処理業の許可基準と許可業者に関する事項及びしよしの荘跡地に民間業者を公募した経緯と五條市社会福祉協議会西吉野支所との整合性に関する事項」についての監査と、その結果についての報告を求められたものがあります。

続きまして、監査の実施方針については、これらの監査請求の案件は、法令に基づき適正な手続きにより、事務処理がなされているかどうか、監査委員の職務権限の範囲内により、花谷監査委員とともに事務局職員を補佐に実施いたしました。

また、監査の期間及び場所については、平成二十二年六月十四日から六月十八日までの間、監査委員事務局において実施いたしました。

初めに一として、「一般廃棄物処理業の許可基準と許可業者に関する事項について」であります。

(一) の監査対象として、一般廃棄物（し尿）処理業の許可基準と許可業者に関する事項についてであります。

監査対象部局より事情を聴取し、監査することにいたしました。

(二) の聴取した者は、関係する生活産業部長及び生活環境課長並びに衛生センター所長であります。

(三) の監査結果（聴取した内容）については、本市の許可業者は、市内五業者、他市の一業者の六業者であります。

許可については、法律、条例、規則にのっとり市長の権限とされており、その有効期限は、二年と定められており、申請時により許可日は、異なっております。

二ページに移ります。

許可に当たっては、従来より市独自の許可判断基準といたしまして、いわゆる「遺族継承」を条件として許可されてきました。しかし「遺族継承」は法的に見て正しい措置とは言えず、本年四月以降の許可分から適用しないということに至ったそうです。

また、旧大塔村の地域での収集、運搬を行っている一業者は、合併後、新市に引き継ぎ許可を与えておりましたが、当該業者は規則で規定されている、「申請者が申請時において既に三箇月以上市内に住所（法人にあっては、登記された事務所又は営業所）を有し、かつ、引き続き市内に住所を有する者であること。」と規定され、それに反し許可を与えている状況が続いていることを確認しました。

これについては、合併協議の中で「当分の間」引き継ぐことになっており、現在に至ったものだろうと考えられます。今後は法令遵守と法及び条例に定められた「一般廃棄物処理計画」を加味しながら許可をする。

次に、二のしよしの荘の跡地に民間業者を公募した経緯と、五條市社会福祉協議会西吉野支所との整合性に関する事項についてであります。

初めに、(一) の監査対象といたしましては、①当該施設の建設に至った経緯について、②業者公募とその決定方法について、③五條市社会福祉協議会西吉野支所の事業との競合することについて、④その他の関係事項についての四点になるかと思われまます。

次に、(二) の実地監査につきましては、六月十六日に本施設の建設予定地を、介護福祉課長の案内のもと現地に行き説明を聴取し、監査、検証い

たしました。

次に、(三)の監査対象部局及び事情を聴取した者は、健康福祉部長、介護福祉課長並びに社会福祉法人五條市社会福祉協議会事務局長、同事務局長であります。

次に、(四)の監査結果(聴取した内容)につきましては、まず①の当該施設の建設に至った経緯でございます。二ページから三ページにかけてであります。平成十七年九月の旧西吉野村との合併に伴う協議の中で、旧にしよしの荘を「観光と福祉の複合施設」を建設することになっていましたが、その後、県との協議の結果、合併特例債が認められず、その代替案として「福祉施設」として建設することが決定し、設計業務など既に発注しておりますが、市の財政状況、将来の財政負担、民間業者の参入による市民サービスの向上、税収の確保、地域住民の働く場の創出など、総合的に判断して民間の事業者による「福祉施設」の建設計画を進めることが得策であると決断されました。

次に、②の業者公募と決定方法については、「事業者募集要項」を定め、本市のホームページに掲載し、公募、説明会には二業者が出席いたしました。そのうちの一業者が応募いたしました。

その後、業者選定委員会において、事業者を「株式会社はるす」と決定しました。三ページから四ページに移ります。

次に、③の五條市社会福祉協議会の西吉野支所の事業と競合することについては、市と市社会福祉協議会及び株式会社はるすの三業者による事業の協力関係、職員の処遇など協議が重ねられているところであり、福祉協議会は、地域福祉を残し事業の撤退の方向であります。職員については、希望すれば、業者側が全員受け入れるとの方向であると回答を得ているところであります。

④のその他の関係事項につきましては、建設予定地の市有地は、五條市財産使用規程に定めるところにより貸し付けることとなっております。以上、二案とも監査結果(聴取の内容)は、要旨のみを説明させていただきましたが、詳細につきましては御清覧ください。

最後に、監査委員の意見といたしましては、まず一番目の一般廃棄物処理業者の許可基準と許可業者に関する事項につきましては、許可の基準は、関係法令により判断するところによるしておりますが、市独自の基準、いわゆる「遺族継承」については、本年三月三十一日以前は「遺族継承」を許可条件の一つとして許可を与えておりましたが、新年度本年四月一日以降につきましては撤廃をしております。

このことについては、法令遵守の原則に従ったものであると考えられます。しかし、一業者につきましては、本年三月三十一日以前の許可にもかかわらず「遺族継承」条件を除いて許可しております。このことにつきましては、法令違反とは言えませんが、公正な許可基準であるべきであり、適正

を欠くものであると考えられます。

一方、旧大塔村を収集する一業者に対する条例施行規則に反する許可については遺憾ではありますが、合併協議により、「当分の間」旧村の許可を条件として引き継いだことや、許可の取消しにより、地域住民に不安と混乱を与えることを避けるため、この措置をとられたものと考えられます。

この業者の許可期限が今年度末であることから、次期許可申請からは、法令遵守の姿勢で対応されることを望むものであります。

次に、二番目のにじよしの荘跡地に民間業者を公募した経緯と、五條市社会福祉協議会西吉野支所との整合性に関する事項についての監査であります。先ず、先の監査結果の聴取内容でも述べさせていただきましたとおり、本事業は当初計画から余曲折の後、現計画に至ったところであります。

市が福祉施設を建設するに伴い、地質調査、測量調査及び本体設計を発注し、その後、本体の設計業務を途中解約するなど、測量業務を除いて無駄になったことは、計画性が問われるところであり、市が財政負担をせず、地域住民が高度な介護福祉サービスを受けることが可能となり、また、雇用が創出されるなど、総合的に大きなメリットがあるかと思われず。

公募につきましては、法令に照らし、ならぬ違法性はなく適正に執行されておりました。ただ、応募期間が短かったことは誤解を招く要因となるので、今後は注意されることを望むものであります。

社会福祉協議会の職員の待遇については、事業者と十分協議し、職員の不利益にならないように望むものであります。

高齢者が安心して地域で安全に暮らせるには、この施設は不可欠であり、民間業者に施設建設や経費を任せる、いわゆる「民活」として時代に即した政策であると考えられます。

以上で、地方自治法第九十八条第二項に規定する「議会の請求に基づく監査」の報告書の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議会への報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）まずもって今回の地方自治法第九十八条第二項のことにより監査委員の川元代表監査委員及び花谷監査委員におかれましては、素早く対応していただきました。本当にありがとうございます。

また会期内に報告をしていただき、心から感謝を申し上げます。

大変いろいろと精査していただいたことに、心から感謝を申し上げます。



さて、今回私の一般質問から九十八条第二項の監査請求ということに至ったわけでありすけれども、私としては市に損害を与えないということをも前提にこの質問をさせていただいたわけでありす。

まず一般廃棄物に関しても、平成十七年度に元榎市長が確認書ということで業者と交わした文書がありました。その内容を見ると、要するに親族が、もし会社から役員が外れた場合、また亡くなった場合はそれで抹消すると、なぜそういうことをしたのかと言いますと、要するに合特法という法律があります。そういう形の中で市に損害を与えないようにということの考え方の下でこれを進めていただいたと思います。ただし、これが今の情勢の中で法令に対してそれがそぐわない部分があるのかもわかりませんが、市を守るために、元榎市長が損害を市に与えないということで、やってくれたということで、それはずっと私としては継承することによって、ゆくゆく市にもそういうことにならないということ踏まえてあったことだと思います。

そして、大塔に関しての一業者でありますけれども、これに関してはこの中身を見ますと、許可をする条件の中に三箇月以内と、市内に、ということがありました。その中で、先ほどのこの内容を見ますと、要するに合併のときに書くべきけれども、合併のときにそれをきちっとすればよかったと。その後二回の更新があると。もし、合併のときにそういう形で大塔だけが五條市の条例にそぐわない場合、特例として大塔はこういう形で認めるということを文言として入れておたらこんなことにはならなかったのではないかなと。そういう皆さんが今ここにきているんだなど。だから許可に違反だと、だから取消すべきだということを私は言わせていただきました。だからそういうことに基づいてやっていただけたら、本来から言うたら合併のときの、それからもう五年も経っていますけれども、そこをやはり、これだけではないのですけれども、いろんな形の中で精査をしてもらいたいと思うところがあります。

そして、にしよしの荘につきましては、これは二転、三転と変わった市長のワンマンなやり方、要するに八〇〇平米から始まり五〇〇平米になり、そして民間業者と。この中では確かに民間業者がやることよって、市の財政の負担から軽減されて、そしてよりいい形になるのは当然有り難い話です。私は、それ以前の計画性がなかったために一千二十二万の損害を市に与えたということを私は言いたいのでありす。やはり計画性のなさ、市長のころころ変わるその姿勢において一千二十二万を棒に振ったと。民間業者に対して私は言っているのはありません。それがより以上のものができるのなら、それでいいかもわかりませんが、私はその計画性のなさの一千二十二万に対しての不満があったからであります。

そして、応募期間でありますけれども、これも指定管理者制度とすれば、全然時間的な余裕がない、そして厚生建設常任委員会において、はるすさんが図面を提示していると、それは三月の七日でしたか。それから四月五日に公募を出すという、こんなずさんな、まさに談合だと、私は一般質問で

言わせていただきましたけれども、こういう誤解を招くようなことをするから議会としても納得ができない、やはり公正公平に、またそこを精査してより正確な考え方のもとで手順を踏んでやるべきだと私は思っております。これは本当に監査委員さんにおかれましては、大変時間的にならないにもかかわらず、こうしてしてくれたことに心から感謝しますけれども、市長におかれましては、このことを十分頭の中に認識をしていただいて、今後また誤解のないような形で進めていただきたい。

これに関しては九月議会でも私はまた一般質問させていただきましたけれども、そこも踏まえてこれから、また各担当課の皆さんにおかれましては、監査委員さんがこれだけの指摘をしていただいたことに対して、やはり謙虚に受け止めていただいて、より誤解のないように、まして市民生活の向上のために、市民のために頑張っていたきたいということを申し上げて、私の質疑とさせていただきます。

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

以上で監査結果の報告を終わります。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 発議第六号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。  
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

平成二十二年六月二十一日提出

提出者	五條市議会議員	藤 富	美恵子
賛成者	五條市議会議員	土 井	康 嗣
〃	〃	益 田	吉 博
〃	〃	太 田	好 紀

○議長（川村家廣） 提案の趣旨説明を求めます。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について提案の趣旨説明を申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、平成二十年十二月議会において、議員提案で市長の給料を三〇パーセント減額するための改正案を提案し、議員各位の賛同を得て可決され、市長の給料は、平成二十一年一月一日から平成二十三年四月二十一日までの間、九十万二千円から六十三万一千四百円に改正されておりました。

ところが、平成二十二年二月三日、市長は五條市特別職報酬等審議会に市長・副市長・教育長の給料及び議員の報酬、平均一〇・〇七パーセント減額を諮問いたしました。

そして、市長は同審議会より平均一〇・〇七パーセント減額の答申を受け、議員提案で三〇パーセント減額となっていた市長の給料を、いったん元に戻し、約一〇パーセントの減額を先の三月議会に提案されました。

しかしながら、「否決」となったため、三月二十五日、第一回臨時議会に再度提案し、可決となり、その結果、市長の給料は三〇パーセント減額の六十三万一千四百円から、一〇パーセント減額の八十一万一千円になりました。

吉野市長は、財政改革を掲げ当選されましたが、吉野市長は自らの給料を上げ、改革に逆行する結果を出したのであります。

五條市と同じような財政状況にある宇陀市の竹内市長は、宇陀市特別職報酬等審議会に市長の給料三〇パーセント減額、副市長・教育長の給料二〇パーセント減額を諮問し、同審議会の八名の皆様は、市長の公約でもあり、また竹内市長の行財政改革への強い思い入れを尊重し、全会一致で三〇パーセント減額を是として答申したそうでございます。そして竹内市長は、六月議会に市長の給料三〇パーセント減額、副市長・教育長の給料二〇パーセント減額の条例改正案を提出したそうでございます。

また竹内市長は「収入より支出が多い体質を改め、少しでも財政状況を好転させるのが市民の代表の務めで、その実現に全力を注ぎます。」と述べられたと、新聞に載っております。

同じような公約をされながらも、宇陀市の竹内市長は三〇パーセント減額を提案し、五條市の吉野市長は皆様御承知のとおり、三〇パーセント減額されていた市長の給料を、いったん元に戻し、わずか一〇パーセントの減額を提案されたのでございます。

そしてまた、島根県隠岐郡海士町の山内町長は「まず、町長が姿勢を示さなければならぬ。」とし、町長の給料を五〇パーセント減額し、財政改

革に取り組まれたそうでございます。先日テレビで報道されておりました。

何度も申しますが、吉野市長も財政改革を掲げ選挙に当選されました。市長の給料の減額については、吉野さんが市民と約束をしたものであります。五條市のトップリーダーという立場にある市長は、公約を守り、自らがまず身を削り、財政改革に取り組む姿勢を示さなければなりません。そして、五條市の借金を一日も早く小さくしなければなりません。

市長の給料が三〇パーセント減額から、一〇パーセント減額となったことに対しては、多くの市民の皆様も納得されておりません。市長の給料のカットは、吉野市長の公約でございます。

私は、市長の給料を更に二〇パーセント減額すべきであると考え、この改正案を提案するものであります。期間については、市長の任期、平成二十三年四月二十一日までの残任期間の十箇月間でございます。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって地方自治法第百十六条第一項の規定により議長において裁決することといたします。

本案は、否決と裁決いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第八、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第七号 奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十二年六月二十一日提出

提出者 五條市議会会議運営委員会委員長 峯林宏政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号 奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書（案）

県は、平成二十一年度から平成二十五年末までの期間を対象とした奈良県地域医療再生計画を策定し、知事は、昨年十月の奈良県議会予算審査特別委員会において「中南和地域の医療拠点とする現在の附属病院は、手狭な敷地の中にたくさんの建物が建っており増築のしようがない。建て替えるにも建て替えの場所を選んで順番にしないといけない。その中で医科大学が移転できたら立地条件が良くなり、そこにいろいろなレイアウトができるということを検討している。十分検討に値するという感触で進めてきた構想案である。」と答弁され、県立医科大学を関西学術研究都市高山第二工区へ移転し、附属病院と切り離す方針を示された。

しかし、医科大学については、医学教育の機能はもちろんのこと高度医療の提供の機能を有しており、附属病院は、中南和地域における高度医療、救命・救急医療の拠点として、また、各病院間の連結を図る中核として最善の医療を提供するため必要不可欠な施設であり、医科大学と附属病院を分離したとき、今まで以上の医療レベルを維持することができるのか危ぐの念を抱くところである。また、昨年十二月の定例会で知事は、医科大学の移

転先として高山第二工区に加え、中南和地域を含めて幅広く検討するとの答弁をされているが、移転が余儀なくされたとしても、中南和地域の県所有地を活用することにより、医科大学周辺のまちづくりなど中南和地域振興の実現にも期待するものであり、遠隔地への移転には賛成することはできないものである。

よって、県におかれては、奈良県立医科大学の移転計画については、最適な立地のあり方を十分に検討するとともに、南和地域における拠点病院の整備と高度医療体制を更に充実させることを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年六月二十一日

#### 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第九、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第八号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童・生徒のためのマルチメディア教材の普及促進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十二年六月二十一日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	山田澄雄
〃	〃	池上輝雄
〃	〃	吉田雅範

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。（「二番」の声あり）二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○十一番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童・生徒のためのマルチメディア教材の普及促進を求める意見書について案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童・生徒のためのマルチメディア教材の普及促進を求める意見書（案）

平成二十年九月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成二十一年九月から（財）日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声シンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディア教材」（「デジタル教科書」）の提供を始めました。また、文部科学省において、平成二十一年度から、デジタル教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デジタル教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成二十一年十二月現在で約三百人の児童・生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デジタル教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。

しかし、デジタル教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童・生徒の希望に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成二十一年度にデジタル化対応したデジタル教科書は小・中学生用教科書全体の約四分の一に留まっております。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成二十一年度の同予算が一・七二億円に対し、平成二十二年度は一・五六億円と縮減されており、これらの普及促進への取組は不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童・生徒、担当教員等にデジタル教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十二年六月二十一日

#### 五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。



なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第九号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成を求める決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十二年六月二十一日提出

	提出者	五條市議会議員	山口耕司
	賛成者	五條市議会議員	田原清孝
〃			大谷龍雄
〃			土井康嗣
〃			花谷昭典
〃			峯林宏政
〃			山田澄雄
〃			益田吉博
〃			池上輝雄
〃			藤富美恵子

〃	〃	〃	〃
福	吉	堀	太
塚	田	川	田
実	雅	浩	好
	範	美	紀

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。（「二番」の声あり）二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○十一番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成を求める決議につきまして案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成を求める決議（案）

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の七五パーセントがヒブ（H i b）ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、患前の予防が非常に重要で、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど百箇国以上で導入され、九十箇国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から二十年遅れてヒブワクチンが二〇〇八年十二月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）も欧米より約十年遅れて昨年十月に国内初承認され、本年二月二十二日に販売が始まったばかりです。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

よって、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、五條市におかれましては下記の事項について、一日も早く実現されますよう強く求めます。

記

一 五條市として、ヒブワクチンの公費助成を早急に実施すること。

- 二 五條市として、肺炎球菌ワクチンの公費助成を早急に実施すること。
  - 三 ワクチン接種の有効性について意識の啓発を行い、普及促進に当たること。
- 以上、決議する。

平成二十二年六月二十一日

#### 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されており、

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十三日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十二年五條市一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精勵賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精勵くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長から、ごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 平成二十二年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

今議会に提出いたしました議案中一部を除き、いずれも原案どおり可決、同意を得ましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

しかし、一部修正されました補正予算ですが、新ごみ焼却施設建設に係る予算が削除されました。議員の皆様も御承知のとおり、現在の施設は、操業期間が最高で残り九年で移転しなければならず、現在の施設も建設までに十年の月日を要していることから、今が大切な時期であるとの認識をいただけなかつたことは誠に残念でございます。

また、日本脳炎予防接種、妊産婦検診等に要する経費につきましては、継続審議とされましたが、緊急性があるということで専決処分をさせていただきました。今回の定例会で承認を得るため報告させていただきましたところ、案件を否決されましたことは、モラルハザードと感ぜざるを得ず、どの案件も市民生活に直接影響があることから、市民から負託を受けた議員として、恥ずべき行為であると言わざるを得ないということだけは、申し述べておきたいと思えます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、市民のため五條市のために更に御活躍賜りますことをお願い申し上げ、閉会に当たりましての、お礼のごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十二年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十九分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 吉田雅範

署名議員 堀川浩美

署名議員 太田好紀





しかし、一部修正されました補正予算ですが、新ごみ焼却施設建設に係る予算が削除されました。議員の皆様も御承知のとおり、現在の施設は、操業期間が最高で残り九年で移転しなければならず、現在の施設も建設までに十年の月日を要していることから、今が大切な時期であるとの認識をいただけなかつたことは誠に残念でございます。

また、日本脳炎予防接種、妊産婦検診等に要する経費につきましては、継続審議とされましたが、緊急性があるということで専決処分をさせていただきました。今回の定例会で承認を得るため報告させていただきましたところは、案件を否決されましたことは、モラルハザードと感ぜざるを得ず、どの案件も市民生活に直接影響があることから、市民から負託を受けた議員として、恥ずべき行為であると言わざるを得ないということだけは、申し述べておきたいと思えます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、市民のため五條市のために更に御活躍賜りますことをお願い申し上げ、閉会に当たりましての、お礼のごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十二年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十九分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長

署 名 議 員



署  
名  
議  
員

署  
名  
議  
員